

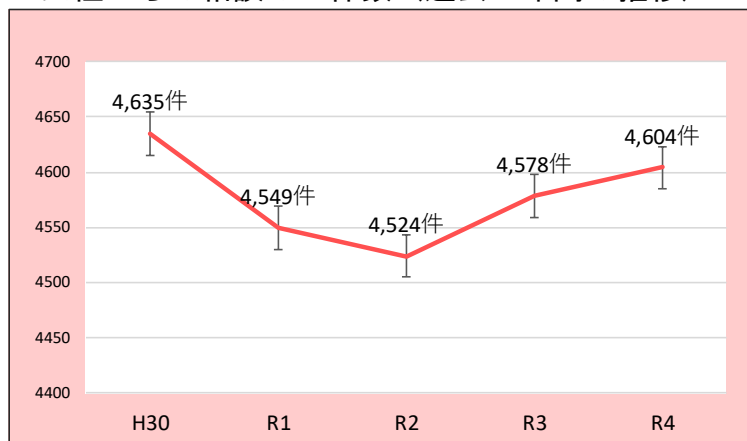
第2章 本県における現状と今後の方針

1. 県内の現状

- 県内には女性相談支援センター（旧女性相談所）が、1か所あります。
女性相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止法」という。）第3条第1項の規定により、配偶者暴力相談支援センターとしての役割も担っています。
- 女性相談支援員として、女性相談支援センターに7名、各振興局健康福祉部（串本支所含む）8か所に1名ずつ、中核市である和歌山市に2名、配置されています。
- 女性相談支援センターの他、県の相談支援機関として、性暴力救援センター和歌山「わかやまマイン」や、ジェンダー平等推進センター「りいぶる」があります。

県の女性相談支援員が受けた相談の状況

■ 女性からの相談のべ件数（過去5年間の推移）



<内訳>

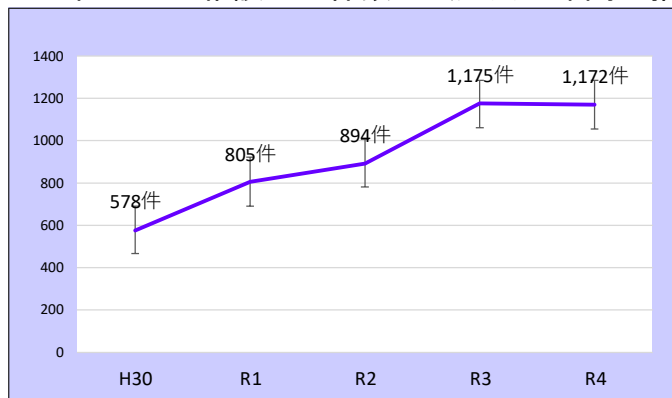
| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 来所等相談 | 373 | 306 | 260 | 305 | 306 |
| 電話相談 | 4,251 | 4,242 | 4,263 | 4,271 | 4,289 |
| 出張相談等 | 11 | 1 | 1 | 2 | 9 |

- 県の女性相談支援員が受けた、女性からの相談のべ件数（電話相談・来所相談等の合計）の過去5年の推移を見ると、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等により令和元年度から令和2年度にかけて来所相談が減っていますが、令和4年度には相談件数が増加傾向にあります。

性暴力救援センター和歌山「わかやまマイン」の相談の状況

- 性暴力被害に関する相談に支援員が対応し、カウンセリングや法律相談等、必要な支援を提供できる関係機関・団体につなぎ、連携して支援を行っています。

■ 女性からの相談のべ件数（過去5年間の推移）



<内訳>

| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 来所等相談 | 200 | 207 | 164 | 235 | 289 |
| 電話相談 | 378 | 598 | 730 | 940 | 883 |

ジェンダー平等推進センター「りいぶる」の相談の状況

- ジェンダー平等の推進に資するため、配偶者等からの暴力（以下「DV」という。）を含む、自分らしく生きるうえで妨げとなる様々な悩みや問題について相談に応じています。令和4年度の相談件数は、継続相談者を含め、のべ1,843件（前年度比で37.4%増）となっています。

■ 相談のべ件数（過去5年間の推移）



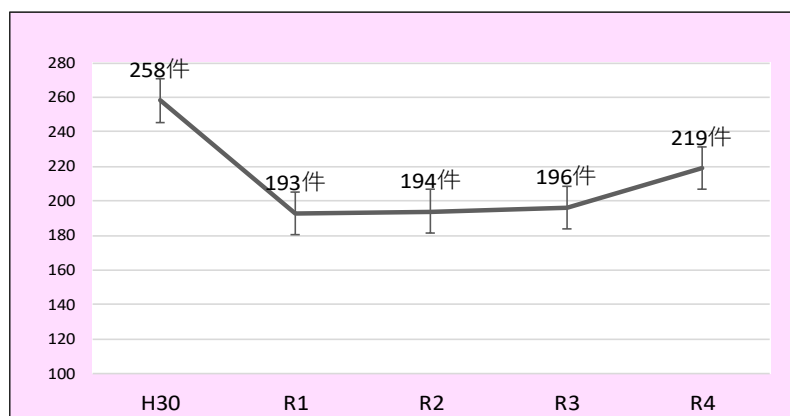
<内訳>

| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 来所相談 | 121 | 112 | 103 | 79 | 85 |
| 電話相談 | 1,539 | 1,340 | 1,245 | 1,262 | 1,758 |
| 計 | 1,660 | 1,452 | 1,348 | 1,341 | 1,843 |
| (うちDV相談) | 88 | 75 | 71 | 87 | 75 |

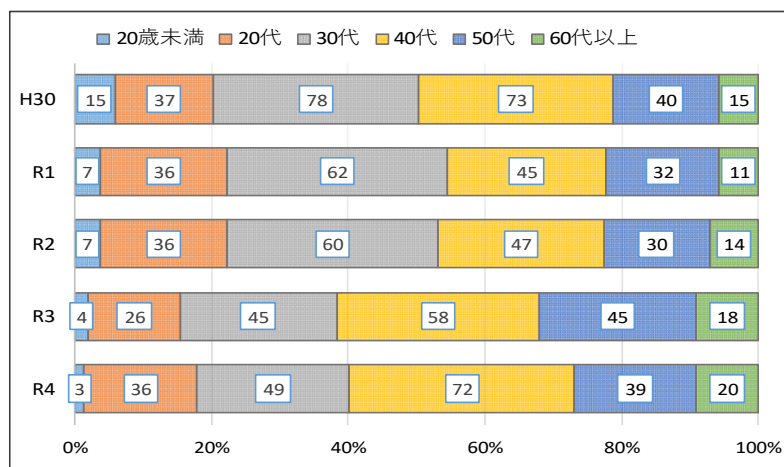
※専門相談（法律相談・カウンセリング・男性相談・LGBTQ相談）を含む。

女性性相談支援センターの利用者の状況

■ 来所相談の相談実件数（過去5年間の推移）

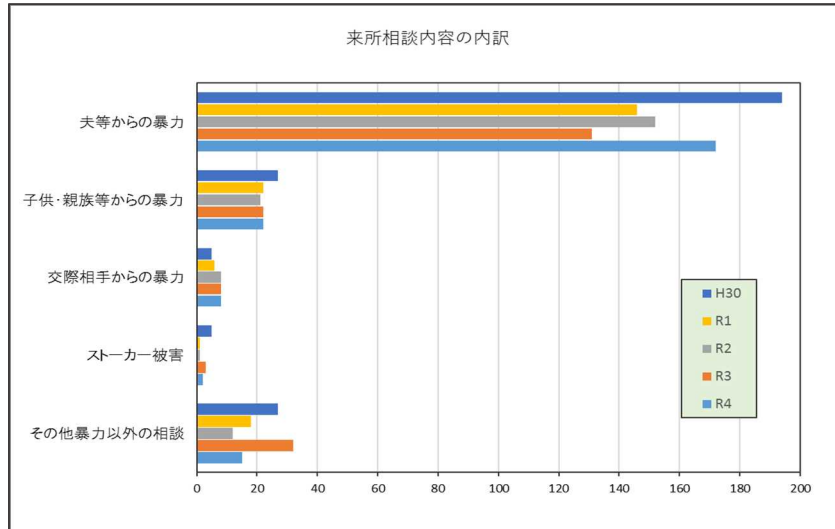


■ 来所相談の相談実件数【年代別】（過去5年間の推移）

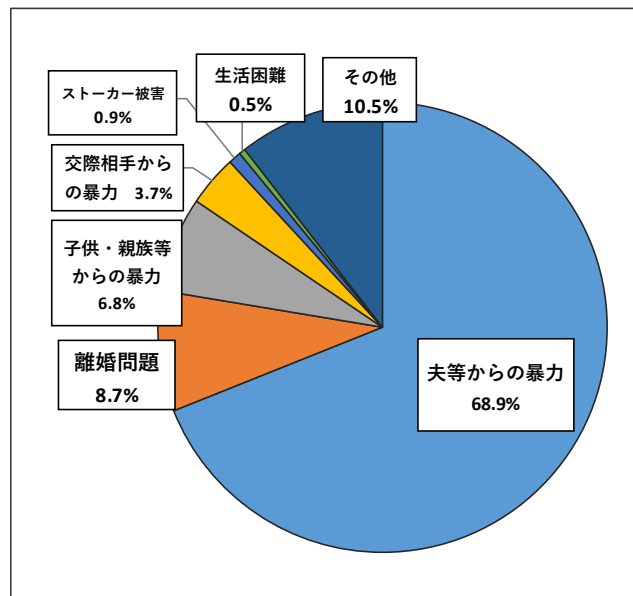


- 来所相談者を年代別で見ると、毎年30代から40代の方からの相談が半数以上を占めています。20代以下、50歳以上からの相談はそれぞれ約2割となっており、中でも若年層の女性からの相談は年々減ってきています。

■ 来所相談の相談実件数【相談理由別】（過去5年間の推移）



<令和4年度の来所相談件数【相談理由別内訳】>



- 来所相談者のうち、夫等からの暴力を受けた人は半数以上となっています。
令和4年度の内訳を見ると、身近な人（夫等、子ども・親族等、交際相手）からの暴力を理由に相談に来られた人の割合は79.4%と、約8割を占めています。

一時保護の状況

■ 一時保護された女性の実人員【事由別】（過去5年間の推移）

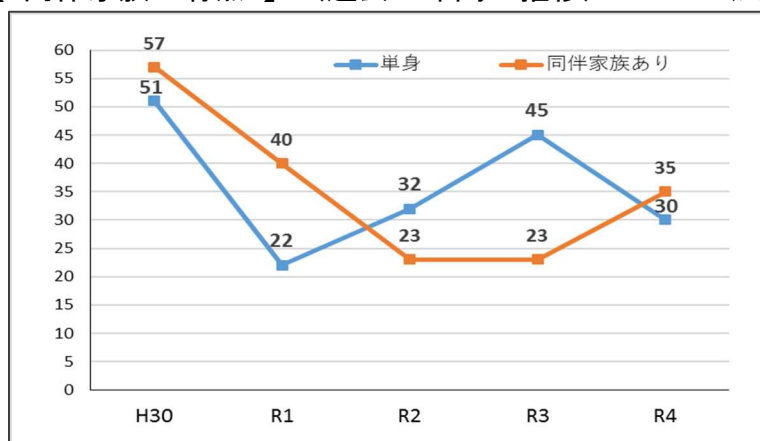
<本人>

(人)

| | 配偶者等 からの暴力 | 配偶者以外 からの暴力 | 生活困難等 | 人間関係 | ストーカー 被害 | 売春関係 要保護者 | 帰宅先なし | 合計 |
|------|---------------|----------------|-------|------|-------------|--------------|-------|-----|
| H30 | 76 | 15 | 5 | 9 | 3 | 0 | 0 | 108 |
| R1 | 41 | 9 | 7 | 3 | 0 | 0 | 2 | 62 |
| R2 | 38 | 6 | 4 | 1 | 0 | 1 | 5 | 55 |
| R3 | 43 | 10 | 1 | 2 | 1 | 1 | 10 | 68 |
| R4 | 46 | 5 | 0 | 4 | 1 | 0 | 9 | 65 |
| 平均件数 | 49 | 9 | 4 | 4 | 1 | 1 | 6 | 72 |
| (割合) | (68%) | (13%) | (6%) | (6%) | (1%) | (1%) | (8%) | |

【 同伴家族の有無 】（過去5年間の推移）

(人)



- 令和4年度中に一時保護された女性は65人で、同伴家族は71人となっています。保護理由の内訳は「配偶者等からの暴力」が最も多く、次に多い理由として「帰宅先なし」、「親等からの暴力」「人間関係」となっています。
- 過去5年間の推移を見ても、一時保護された女性のうち、約8割が配偶者や親族等からの暴力被害を受けた女性であることが分かります。
また、その他の理由としては、主に生活困難や人間関係、帰宅先がないことによるものが増えてきており、特に最近の傾向として、帰宅先がない方の割合が増えてきています。
- 一時保護された方のうち、单身の方と同伴家族がいる方の比率は、全体を通して大きく差がなく、その年の状況によって変わってきています。

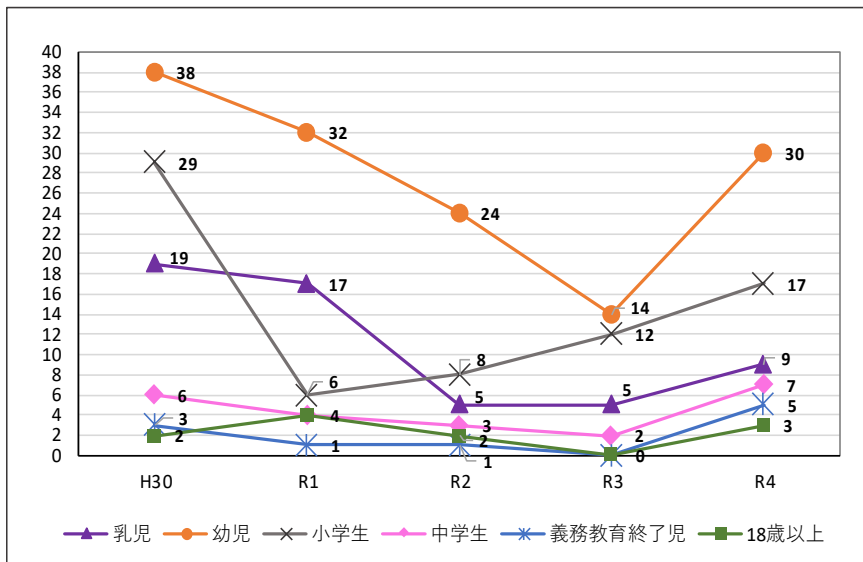
■ 同伴家族の内訳【事由別】（過去5年間の推移）

(人)

| | 配偶者等からの暴力 | その他要保護女子 | 合計 |
|-----|-----------|----------|----|
| H30 | 93 | 4 | 97 |
| R1 | 53 | 11 | 64 |
| R2 | 35 | 8 | 43 |
| R3 | 25 | 8 | 33 |
| R4 | 64 | 7 | 71 |

■ 同伴家族の内訳【属性別】（過去5年間の推移）

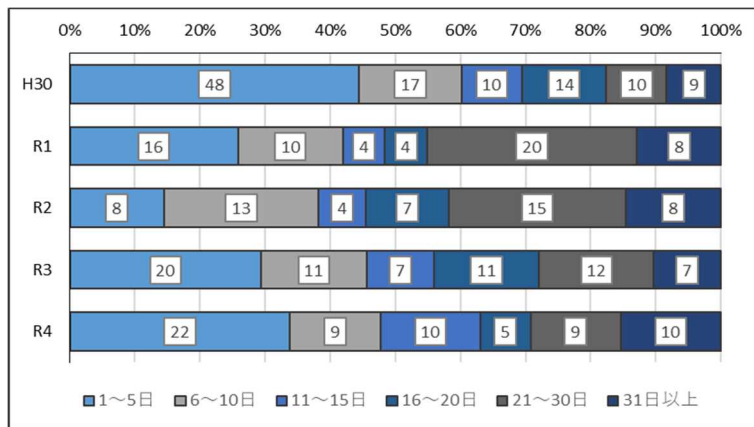
(人)



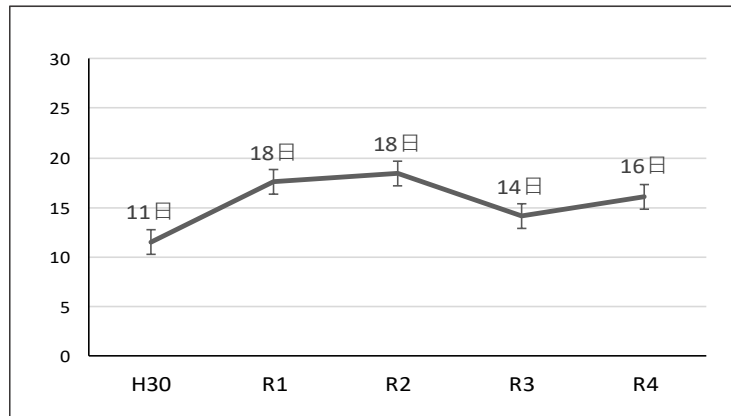
○ 一時保護された女性の同伴家族の内訳は、属性別に見ると、幼児が半数程度を占めており、その次に小学生、乳児となっています。

また、理由別の状況からも、DVを受けて保護された方が、同伴児童を連れて一時保護されている状況が多く見られ、児童虐待の可能性もあることがわかります。

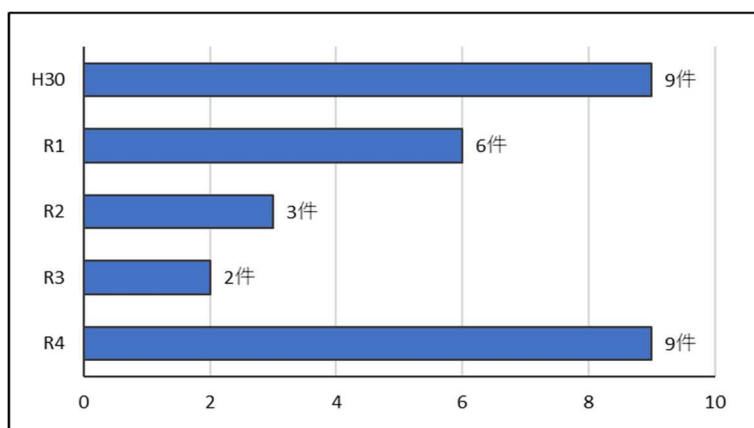
■一時保護の実人員【在所日数別】（過去5年間の推移）



<一時保護の平均在所日数（過去5年間の推移）>



■一時保護委託件数【実人員】（過去5年間の推移）



○ また、県内には女性相談支援センターの他、女性の保護や自立支援を行っている施設として、女性自立支援施設（旧婦人保護施設）が1か所、自立援助ホームが7か所、母子生活支援施設が4か所あります。

2. 本県における課題

■支援対象者への広報・啓発

来所相談に来る女性のほとんどが30歳以上の女性となっており、10代から20代の若年層の女性に対して、十分な広報周知ができていない可能性があります。

また、県内の一時保護件数の推移は年々減少しており、主な理由として「仕事や学校を休みたくない」、「外出が自由にできない」等があげられている※ことから、行政による支援が敬遠されていると考えられるため、支援への抵抗感を低減させる必要があります。

※ 厚生労働省「婦人保護事業等における支援実態等に関する調査研究、婦人保護施設における性暴力を受けた被害者に対する支援プログラムに関する調査研究報告書」（平成30年3月）参照。

■施設退所後のアフターケア

一時保護所や女性自立支援施設の退所者について、退所後の生活状況の把握ができていないため、民間団体等の関係機関と連携しながら、退所後のアフターケアを適切に行うことができる体制を作ることが課題と考えられます。

■民間団体との連携

県内には困難を抱える女性の支援を行う民間団体の数が少ないため、児童虐待やDV被害者支援等の近接領域において活動している民間団体と協働し、相談者に応じたより細やかな対応が可能となるような支援を進めるとともに、民間団体の立ち上げ支援を行う必要があります。

3. 基本目標

本計画の目指すべき方向を

「困難な問題を抱える女性が安心し、自立して暮らせる社会の実現」

と定め、その実現に向けたより具体的な次の基本目標を設定し、
個々の課題に取り組むこととします。

基本目標 1 女性の人権を尊重する意識づくり

…周知・広報・啓発

基本目標 2 困難な問題を抱える女性への包括的かつ継続的な支援

…支援の充実・自立支援

基本目標 3 困難な問題を抱える女性への支援体制の充実

…体制の整備（人材育成、民間団体との連携等）

数値目標

| 指標 | 現状 | | 目標 |
|--|---------------|---------------|--------------|
| | 年度 | 数値 | |
| 県が実施する県民を対象とした女性の支援に関する講座・研修ののべ参加者数（5年間の累計） | 2018～ 2022 | 352 | 500 |
| 県が実施する女性支援従事者（関係機関含む）を対象とした研修ののべ参加者数（5年間の累計） | 2018～ 2022 | 1,386 | 2,000 |
| 困難女性支援法に基づく基本計画を策定している自治体数 | 2023 | - (策定予定なし) | 全市町村 (30) |
| 女性支援のための会議（庁内連携会議を含む。）を設置・開催している自治体数 | 2023 | - (設置予定なし) | 全市町村 (30) |

【参考1】DV防止法に基づく基本計画策定市町村数 ……24市町（2023年度）

【参考2】庁内DV連携会議設置市町村数 …… 7市町村（2023年度）

施策体系

